

1992年ケニア総選挙

複数政党制回復とKANU

津田 みわ

「外部の監視団のもとで選挙が行なわれさえすれば、野党FORDが勝つだろう」

1992年1月に筆者がケニアを訪れたころ、ナイロビは前年の12月に決まったばかりの複数政党制の回復にわきかえり、各国大使館の政務担当官や大学関係者、ジャーナリストたちは、程度の差こそあれ、政権交替が可能だという見解を示していた。しかし、1年の間に状況は様変わりした。92年12月末になって行なわれた国会議員選挙では、ケニア独立以来の与党、KANU(Kenya African National Union)が単独で過半数の議席を獲得し、同時に投票の行なわれた大統領選挙でも、現職でKANU総裁のD・モイが再選を果たしたのである。

1 110対88議席の意味

1992年12月29日に全国一斉に行なわれたケニアの総選挙は、69年の補欠選挙以来23年ぶりに複数政党の参加のもとで行なわれた。ケニアの国会議員選挙においては、全国47県をさらに細分して188の選挙区を設け、各選挙区で最も多くの票を得た候補1名が当選するという仕組みがとられている。選挙後に新大統領が指名する最多12名の議員を加え、ケニア国会は最大200名で構成されることとなる。今回の国会議員選挙では、与党KANUが100議席、FORD (Forum for Restoration of Democracy)

が分裂して結成されたFORD-KenyaとFORD-Asili (Asiliは「オリジナル」の意)はそれぞれ31議席を獲得して第2党となり、DP (Democratic Party of Kenya)が23議席、残りの3議席を他の3野党が分け合う結果となった。再選されたモイが、指名議員の12名のうち10名をKANU党员の中から選んだ(残り2名の指名はまだ確認できていない)ため、最終的に与党KANUが過半数をこす110議席を占めて政権党の座を維持し、野党側は88議席にとどまることとなった。

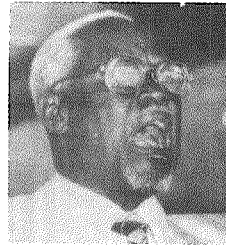
ところで、ケニアの政治史を振り返ってみると、この88という野党側議席数は、過半数には満たないものの、実は少なからぬ意義を持っていることが分かる。ケニアが憲法上まだ複数政党制であった(ケニアが憲法の上でもKANU一党制となるのは1982年になってからである)60年代の国会内勢力分布を見よう。

独立一周年を迎えて大統領制に移行した1964年12月時点のケニア国会は、全員がKANU党员で構成されていた。しかし、同党内では政策対立、派閥抗争が年々激化しており、なかでも副大統領O・オディング(現FORD-Kenya総裁)は、旧白人入植地を農民に無償で分配すべきであると主張して、KANU多数派の土地政策に真っ向から対立していた。結局オディングは66年4月に副大統領を辞任、KANUを脱党して、結成されたばかりのKPU

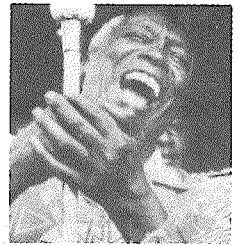
(Kenya People's Union) の党首に就任した。オディンガに続いて30名の議員もKPUに移籍し、国会は独立時と同じように再び複数政党の議員で構成されることとなった。

この時、KANU多数派がオディンガのKPUを弾圧すべく矢継ぎ早に行なったのが国会を舞台とする憲法改正であった。まずKPUが国会内正式野党となったのと同じ4月28日の午後、「選挙時の所属党を脱党した議員は議席を喪失する」という新しい規定を憲法に盛り込むことが国会で可決された。これにより、脱党したオディンガらの議席を合法的に剥奪することに成功したKANUは、6月10日に予定した補欠選挙までのあいだ複数政党制とはいえ議会を独占、選挙直前の2日に第6次憲法改正と公共治安維持法改正を行なって大統領の非常事態宣言に関するさまざまな権限を大幅に拡大した。補欠選挙でもKPUを凌駕(KPU候補30名のうち再選を果たせたのは9名のみであった)したKANUは、引き続き圧倒的優位のもとで国会運営を続け、1968年の第10次憲法改正では国会議員選挙における無所属の立候補を禁止し、続く69年には、中立であるべき選挙管理委員の任命権を大統領に付与する第11次の憲法改正を行なった。そして独立後初の総選挙を目前に控えた69年10月、KANU政府はついにKPUを「政府転覆を目的とする破壊活動組織である」として非合法化した。こうして69年総選挙を境にケニアは、憲法上では複数政党制でありながら、事実上のKANU一党制へと移行したのであった。

KPUが結成された1966年当時の憲法規定を見ると、すべての憲法改正は全議席の65%の賛成で成立することになっている。当時のKANUは全158議席中128議席(81%)を占めており、単独で改正を成立させるに十分な勢力を持っていた。60年代においてKANUは、国会における圧倒的多数を背景



演説するオディンガ
FORD-K総裁 (*Weekly Review*, 1993年1月8日号)



複数政党制移行を乗り切った現職大統領のモイ
(*JPR News Analyses & Reports*, 1993年1月10日号)

に憲法改正を繰り返し、KPU弾圧の装置をつくりあげたのである。

では、24年ぶりに複数の政党が参加することとなった1993年1月の国会における与野党勢力はどうだろうか。全200議席(指名未確認の2議席を含む)のうちKANUの議席は110、一方野党側はあわせて88議席で、野党はもとよりKANUも憲法改正に必要な全議席数の65%、すなわち130議席に届いていない。すなわち、一般の法改正には決定力を行使し得ない88という野党側議席数も、KANUの恣意的な憲法改正を阻むという点では十分な勢力となっているのであり、このためKANU側も、60年代のように容易に複数政党制を骨抜きにできなくなっているのである(ただし、KANUは問題の130議席まであと18議席に迫っている。選挙以来すでに3名の野党議員がKANUに移籍しており、また、93年5月に行なわれた二つの補欠選挙の結果、KANUは1議席増となっている)。

2 モイ4選果たす

独立以来はじめて実際に対立候補が出馬し投票も行なわれた今回の選挙で、モイは見事に再選をはたした。

再選に最も力を貸したのが、野党勢力の分裂という事態であろう。野党統一候補をかつぎ上げようという動きもあったのだが、実らず、結局それ

それぞれの野党から1名ずつ、野党側だけで7名もの大統領候補が出馬したのである(結成当初、下馬評ではKANUを凌駕するとみられていたFORDは、2名にまで絞りこんだ党の大統領候補の最終調整がつかず、結局分裂するに至ったと言われる)。

野党側候補が互いに票を奪い合った結果、FORD-AsiliのK・マティバは約140万票、FORD-Kenyaから出馬したオディンガとDPのM・キバキがそれぞれ約100万票ずつと、モイ政権への批判票は分断され、優に60%以上の票が野党側に流れていたにもかかわらず、モイが200万票足らずの得票で1位となったのであった。

モイを再選へと導いたもう一つの助け舟は、今回の選挙ではじめて採用された大統領候補当選の要件、「5州25%ルール」である。この新制度は、大統領によって任命されている司法長官が、DPの結成やFORD内部分裂の激化と時期を同じくして発表したもので、得票数で1位であることに加え、全8州のうち少なくとも5州で有効投票数の25%以上の得票があるときその大統領候補が当選となると定めたのであった。

結成当初のFORDが強いとみられていた主たる理由は、FORD幹部はキクユ、ルオ、ルイヤなど出身部族が多様である上、コースト州のイスラム政治組織とも連携を進めていたために、FORDには全国的基盤を形成する可能性があると考えられたからであった。ところが内部分裂の結果、ルオ出身のメンバーの多くが同じルオ人のオディンガとともにFORD-Kenyaに、キクユ、ルイヤ出身のメンバーの多くがFORD-Asiliに分かれ、前者がオディンガを、後者はキクユ人のマティバをそれぞれ大統領候補としたため、分裂前の「強み」が大きくそがれた格好になった。

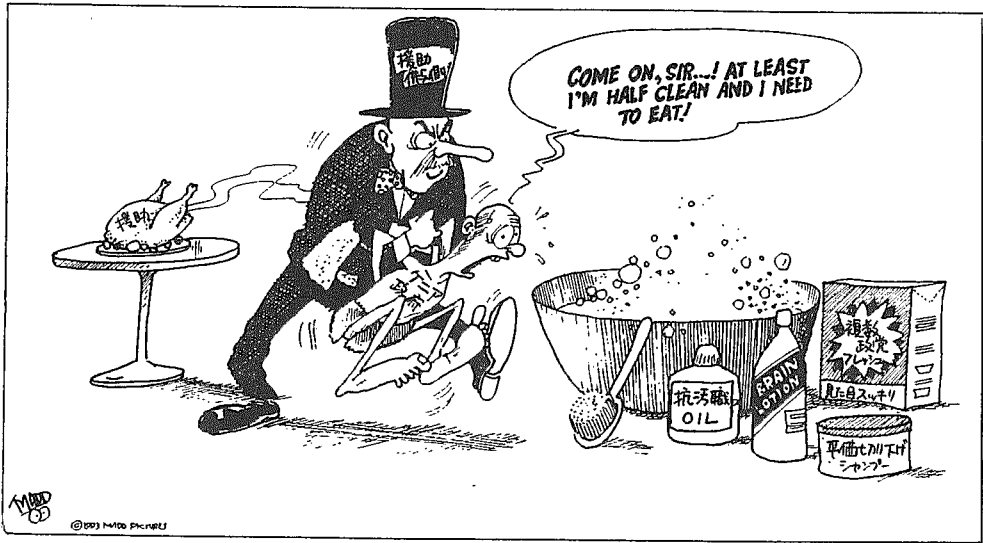
糾合の果たせなかつた野党側にとって、新たに設定された「5州25%ルール」は致命的であった。

しかも、野党の選挙活動はさまざまな制約を受けていたようで、KANUの中心的基盤であるリフトバレー州、ノース・イースタン州の各都市で、野党側の集会に行政の許可が下りなかったり、集会当日、警官による妨害のために会が開けなくなったケースは枚挙にいとまがない。

野党各候補はそれぞれが人口割合からいえば3位以内に位置する部族の出身であり、それら部族の出身者は都市に居住する割合も相対的に高いなど、得票数ではモイに対抗し得る力を持っていた。しかし、DPのキバキは自分の出身県を中心とする2州で、FORD-Asiliのマティバも出身のセントラル州とナイロビおよび同党有力幹部の地元であるウェスタン州の3州で25%以上を得たにとどまり、FORD-Kenyaのオディンガに至っては、出身州のニャンザ州で75%の高得票を獲得したのみで、他州では1~20%にとどまる結果に終わり、モイひとりが、ナイロビ、セントラル、ニャンザの3州を除く残りの5州で25%以上の得票の確保に成功したのであった。

3 「民主化」のあとで

1991年前半のモイは、「民主化要求などというのは、外国勢力による不安定化工作の道具と化し、ごく少数のケニア人が言っているにすぎない」(*The Standard*紙, 1991年5月17日付)、「植民地主義者はかつてアフリカ人を部族で分断し、今度は複数政党制によってさらに細分化すべく舞い戻ってきた」(同上紙, 1991年5月21日付)などと発言し、複数政党制移行の要求は外部からの押しつけであるがゆえに受け入れられるものでない、と拒否していた。他のアフリカ諸国で流行病のように民主化決定が下される中、強気のモイに護られて孤高の地位を保つかに見えたケニアのKANU一党制であったが、



お願いしますよ、旦那！ とにかく少しはさっぱりしたんだし、食べさせて下さいよ！
 (The Standard, 1993年3月22日付)

高まる一方の国内の民主化要求と、援助を楯にとって経済制裁にも似た対応を続ける援助供与側からの二重の圧力の中で、結局は複数政党制に道を譲らざるを得なくなった。

しかし、接戦だったとはいえ、選挙の結果は現職のモイと与党KANUの勝利に終わった。KANU政府は選挙後、若干の紆余曲折を経たものの結局IMF・世銀の構造調整プログラムを受け入れ、1991年11月の援助国会合以来凍結されていた輸入外貨補填融資も再開された。選挙そのものの延期、内戦の勃発、クーデターなど、政治不安の進行する他の「民主化途上」アフリカ諸国に比べれば、曲がりなりにも選挙を終えたケニアは「民主化の優等生」といえるのかもしれない。

しかし、民主化とはいっても改正されたのは一党制規定のみで、国内からの批判的となっていた数々の弾圧装置——司法・行政にわたる強い大統領権限、裁判を必要としない長期勾留制度、集

会許可制度など——はほとんど手つかずのまま生き続けている。一方、構造調整プログラム適用下での激しいインフレに、貧困層や都市民の生活は非常に困窮しており、政治不安の材料は増すばかりである。

「旧き良き」一党制下でモイが繰り返して表明していた懸念——「スーダン、ソマリア、エチオピアのようなカオスと流血沙汰への突入」——が他のアフリカ諸国で次々と現実のものとなっている今日、はたしてケニアはこのまま数少ない例外であり続けることができるだろうか。「民主化」では良い点をとったものの、相変わらずの貧乏学生である。残念ながら選択の余地はあまりない。人権を尊重せよと口を酸っぱくして注意する割には、相手に国家主権というものがあることはときどき忘れてしまうらしい援助供与側が、本務とする経済面ではケニアにとって良き教師であることを祈るばかりである。

(つだ・みわ/地域研究部)